（案）

資料２

答 申 書

平成２７年１２月　　日

京都市長　門川　大作　様

京都市障害者施策推進審議会
会長　加藤　博史

平成２７年８月６日付け保障第２５０号をもって諮問のありました，障害者差別解消法（以下「法」という。）に基づく京都市の対応要領について，審議した結果，別紙１「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領（案）」のとおり取りまとめましたので，答申します。

付記事項

１　対応要領（案）の特色

この対応要領（案）には，次のような特色があると考えている。

（１）地方公営企業及び市設立の地方独立行政法人も含めた全庁を対象としたこと。

（２）職員の職務上，服務上の指針とするだけでなく，各局区等による取組の指針としても位置付けたこと。

（３）法第５条に規定する「環境の整備」について独立した項目を設けるとともに，「みやこユニバーサルデザイン」の取組を踏まえ，これを推進することとしたこと。

（４）審議するに当たり，関係団体に対する個別のヒアリング等を実施し，障害者及び家族の意見を多く反映させたこと。

2　付帯意見

今後，京都市において対応要領を策定し，障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進められるに当たり，次のことに留意されたい。

（１）対応要領を基とした合理的配慮の実施をはじめとする各取組については，実際の行動として具体化し，庁内に定着させることが重要であること。

（２）法の趣旨及び対応要領の内容等について，個々の職員への周知・浸透が不可欠であること。

（３）不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例を示す「事例集」については，当審議会における審議の過程で関係団体に対して行ったヒアリングの結果等も踏まえ，対応要領の策定と併せて確実に作成する必要があること。

（４）対応要領及び事例集を策定した際は，法第１０条第３項の規定により公表すべきであること。

（５）障害を理由とする差別の解消と共生社会の実現に向け，京都市が対応要領の内容を率先して実践することにより事業者等に対する範を示すとともに，事業者及び市民に対する啓発活動にも積極的に取り組む必要があること。

（６）対応要領及び事例集を策定した後も，その内容及び取組状況を継続的に点検し，適時，必要な見直しをすべきであること。

3　参考

（１）審議経過

平成２７年　８月　６日　第１回審議会（市長から諮問）
　　　　　　１０月３０日　第２回審議会
　　　　　　１２月１７日　第３回審議会（答申案について審議）
　　　　　　１２月〇〇日　答申

（２）諮問書

別紙２のとおり

（３）委員名簿

別紙３のとおり

別紙１

障害を理由とする差別の解消の推進に関する
京都市対応要領（案）

平成２７年１２月　　日

京都市障害者施策推進審議会

私たちは，障害のあるひともないひとも，すべてのひとが違いを認め合い，つながりを持ち，支え合うまちづくりを推進します。

別紙２

保障第２５０号
平成２７年８月６日

京都市障害者施策推進審議会
会長　加藤　博史　様

京都市長　門川　大作

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領（仮称）」について（諮問）（案）

標記の件について，下記のとおり諮問しますので，御審議を賜り，平成２７年１２月を目途に答申いただきますようお願い申し上げます。

記

（諮問事項）
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領（仮称）」について

（諮問理由）
平成２５年６月に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「法」という。）が，平成２８年４月から施行されます。
これに伴い，京都市においても，事務事業を行うに当たり，障害者の権利利益を侵害することのないよう，法第７条の規定により，障害を理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止及び「合理的配慮」の提供が義務付けられます。
つきましては，これに適切に対応するため，法の施行までに，法第１０条及び附則第４条の規定に基づき，別添の枠組みのとおり本市の対応要領を策定したいと考えておりますので，貴審議会の御意見をいただきたく，諮問するものです。

別添

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領（仮称）」の枠組み

はじめに

○　背景・国の動向

○　本市の姿勢

1　趣旨

○　対応要領の策定理由及び対象範囲

○　対応要領の位置付け

2　障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮

○　対象となる障害者

○　不当な差別的取扱いの禁止（基本的な考え方，正当な理由の判断の視点）

○　合理的配慮の提供（基本的な考え方，過重な負担の考え方）

3　環境の整備

○　法の趣旨

○　本市の進め方

4　相談等の体制，取組の推進体制

○　障害を理由とする差別に関する相談等の体制

○　障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進体制

5　職員の研修・啓発

○　研修等の実施に向けた姿勢

○　具体的な取組

6　見直し等

京都市障害者施策推進審議会　名簿（敬称略）

別紙3

平成27年12月

氏名	所属団体等
浅田　将之	京都市居宅介護等事業連絡協議会理事・事務局長
池田　由美子	特定非営利活動法人　京都難病連理事
井上　賢一	京都市民生児童委員連盟理事
岩井　浩	京都腎臓病患者協議会事務局長
上野　光歩	京都精神神経科診療所協会理事
岡　千栄子	京都市立総合支援学校PTA連絡協議会会長
岡　美智子	京都府自閉症協会副会長
岡本　晃明	株式会社京都新聞社報道部長代理
加藤　博史	龍谷大学短期大学部教授
上村　啓子	京都精神保健福祉施設協議会事務局長
桐原　尚之	市民当事者委員
小泉　浩子	日本自立生活センター自立支援事業所長
佐々木　和子	京都ダウン症児を育てる親の会（トライアングル）顧問
芝　明子	市民当事者委員
菅原　敬子	市民公募委員
高山　正紀	京都市聴覚障害者協会副会長・福祉対策部長（兼職）
竹田　明子	一般社団法人　京都精神科病院協会（宇治おうばく病院精神科医長）
谷口　明広	愛知淑徳大学教授
谷村　敏幸	一般社団法人　京都手をつなぐ育成会理事
出口　栄二	特定非営利活動法人　高次脳機能障害支援　つくしの会副理事長
寺田　玲	社会福祉法人　京都市社会福祉協議会事務局次長
寺前　愛子	京都弁護士会
戸田　則子	京都障害者就業・生活支援センター所長
中西　昌哉	京都知的障害者福祉施設協議会副会長
西澤　昭造	特定非営利活動法人　京都市肢体障害者協会副理事長
平田　義	京都市障害者地域生活支援センター連絡協議会理事
藤原　健司	公益社団法人　京都府視覚障害者協会理事
古川　末子	公益社団法人 京都市身体障害児者父母の会連合会副会長
三浦　晶子	一般社団法人　京都府医師会理事
村井　文枝	きょうされん京都支部副組織委員長
村田　惠子	特定非営利活動法人　京都頸髄損傷者連絡会会長
森田　美千代	京都障害者スポーツ振興会副会長
山根　俊茂	特定非営利活動法人 京都市中途失聴・難聴者協会副理事長
吉村　安隆	公益社団法人　京都精神保健福祉推進家族会連合会政策（渉外）部会担当

（五十音順）